

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第6号

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則

香川県産業交流センター規則（平成6年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第7条、第8条関係） 1～4 略 5 附属設備及び器具の使用料				別表（第7条、第8条関係） 1～4 略 5 附属設備及び器具の使用料			
区	分	単 位 (1日につき)	使用料の額	区	分	単 位 (1日につき)	使用料の額
略				略			
	ビデオプロジェクター設備（中会議室）	略			ビデオプロジェクター設備（中会議室）	略	
	<u>液晶モニター（特別会議室）</u>	<u>1台</u>	<u>5,320円</u>				
	オーバーヘッドプロジェクター	略			オーバーヘッドプロジェクター	略	
	略				略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。